

生活保護法の一部を改正する法律案に対する修正案骨子（案）

新第 24 条第 1 項及び第 2 項の修正

第 24 条の改正によって、保護の開始の申請等の手続について、今までの運用を変更すると誤解や混乱を招かないよう、第 24 条第 1 項及び第 2 項を次のように修正すること。

修正内容

（申請による保護の開始及び変更）

第 24 条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一～五 （略）

2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

3～10 （略）

修正後	修正前
<p>（申請による保護の開始及び変更）</p> <p>第二十四条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、当該書類を添付することができない特別の事情があるときは、この限りでない。</p> <p>3～10 （略）</p>	<p>（申請による保護の開始及び変更）</p> <p>第二十四条 保護の開始の申請は、第七条に規定する者が、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>2 前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。</p> <p>3～10 （略）</p>